

## 神奈川県内5水道事業者が共同で設置する

### 「広域水質管理センター」が稼動します！

神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)並びに神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の水道事業者は、これまで個別に実施してきた水道水源の水質検査や水質事故の対応を統合して効率的に行う「広域水質管理センター」を4月1日に開設します。

今後、より一層5水道事業者が連携して水源域の水質検査や水源保全に取り組み、引き続き、安全・安心な水道水を供給してまいります。

#### 1 広域水質管理センターの概要

##### (1) 業務内容

企業団の「旧水質管理センター」で従来から担っていた水質管理業務に加え、以下の業務を一元的に実施します。

- ・相模川と酒匂川水系の水源域における水質検査
- ・相模川及び酒匂川水系の水源域で発生した水質事故の対応
- ・水源域の水質に係る調査・研究
- ・検査結果等の5事業者の情報共有に係る対応

##### (2) 業務開始日

平成27年4月1日

##### (3) 設置場所

企業団広域水質管理センター(旧水質管理センターを改称)

海老名市社家4587番地

※ なお、水質事故時の迅速な対応を図るために、相模川上流域は県企業庁谷ヶ原浄水場が、酒匂川流域は企業団飯泉取水管理事務所が、サテライト機能を担います。

##### (4) 設置の効果

- ・5事業者合わせて年間延べ510箇所の水質検査地点を、約300箇所に集約
- ・短時間で水質事故現場へ到達し、迅速に対応することによる浄水場の対応強化
- ・水源水質課題の解決に向けた調査に係る5事業者の連携強化
- ・幅広い業務経験やノウハウを提供し合うことによる人材育成

#### 2 開設式

##### (1) 日 時：平成27年4月1日（水） 14時30分から1時間程度

##### (2) 会 場：企業団広域水質管理センター

海老名市社家4587番地（社家取水管理事務所2階大会議室）

##### (3) 出席者：企業団議会議員、構成団体関係職員、企業団企業長ほか

##### (4) 開設式スケジュール

ア 主催者挨拶：企業長

イ 広域水質管理センターの概要説明

ウ 広域水質管理センター関係職員の紹介・挨拶

エ 来賓挨拶

オ 写真撮影(5事業者)

カ 施設見学

(添付資料) 「広域水質管理センター(平成27年4月1日開設)」

#### [取材受付]

取材いただける場合は、3月31日(火)までに下記問い合わせ先へご連絡ください。

(問い合わせ先)

神奈川県内広域水道企業団総務部総務課

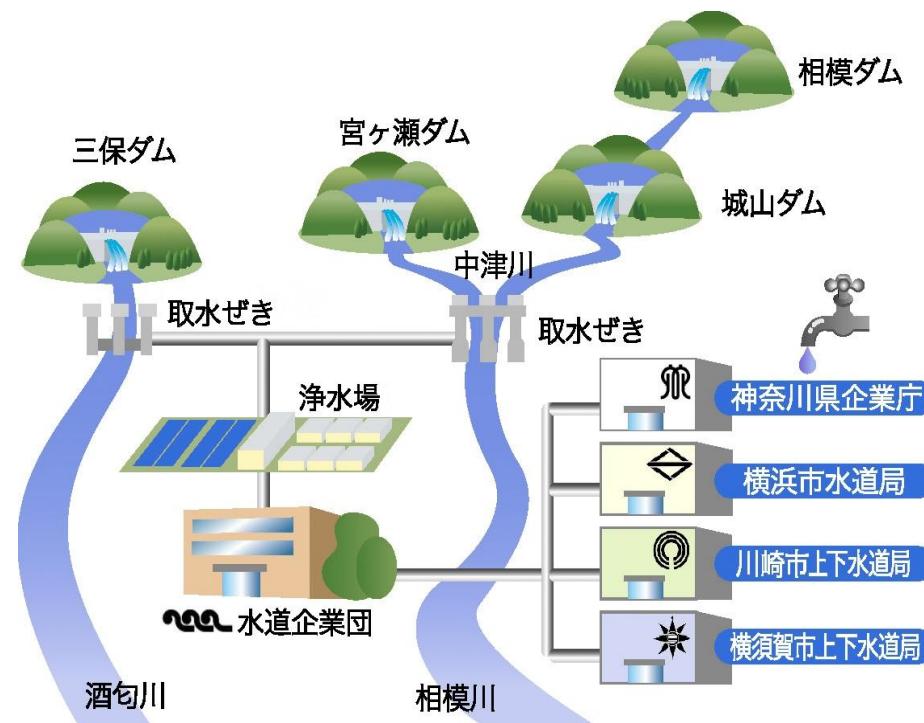
総務課長 大江 電話045-363-3942

## 神奈川県内広域水道企業団とは

神奈川県内広域水道企業団（水道企業団）は、

- ① 水道用水の広域的有効利用を図る
- ② 重複投資を避ける
- ③ 効率的な施設の配置及び管理を図る
- ④ 国の補助金の導入を図る

これらを目的として、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市（構成団体）の各水道局に水道用水を供給するに、昭和44年（1969年）に設立された「特別地方公共団体」です。



## 広域水質管理センター

平成 27 年 4 月 1 日開設

かながわの水道水の安全安心をささえます

特別地方公共団体 神奈川県内広域水道企業団

技術部 広域水質管理センター

〒243-0424 神奈川県海老名市社家 4587

TEL 046-239-2816 FAX 046-239-2819

メール suisitsu@kwsa.or.jp



<http://www.kwsa.or.jp/>

アクセス

電車 JR 相模線「社家駅」下車 徒歩10分

車 さがみ縦貫道路「海老名 IC」より国道46号 約10分

神奈川県内広域水道企業団

○平成 27 年 3 月作成

水源における水質検査の効率化及び水質事故の対応強化を図るため

## 「広域水質管理センター」を開設します

これまで県内5つの大規模水道事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団）が実施してきた水源水質検査等の業務を、「広域水質管理センター」に一元化します。

「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」の提言に基づき、企業団の水質管理センターを改称し、「広域水質管理センター」を開設します。

水道水源には水道水質を悪化させる様々なリスク原因があり、水源水質の異常は、水道水の味や安全性に影響を及ぼし、浄水場での対応が遅れた場合、断水などが生じる可能性があります。

今後は、これまで各事業者で実施していた水源水質検査と水質事故対応を一元的に実施することで県内共通水源の監視体制を強化するとともに、水質事故発生時における初期対応の迅速化を図ります。

### ☆ 広域水質管理センターの概要

広域水質管理センター（以下、「センター」という。）は、従来の企業団の水質管理に関する業務に加えて、以下の業務を新たに実施することにより、今まで以上の安全・安心な水道水づくりに貢献します。

#### (1) 業務内容

- ① 相模川及び酒匂川水系の水源域における水質検査及びその結果に関する評価
- ② 相模川及び酒匂川水系の水源域で発生した水質事故の対応
- ③ 水源域の水質に関する調査・研究
- ④ 検査結果等の5事業者の情報提供に係る対応

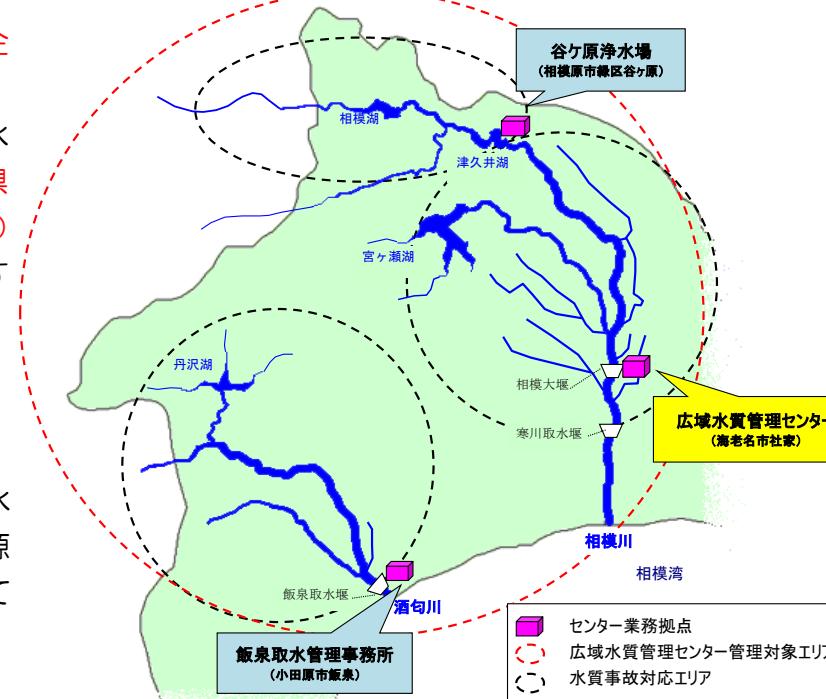
#### (2) 実施場所

実施場所は、**旧水質管理センター（企業団）**とします。

なお、水質事故対応の迅速化や定期水質検査の効率化のため、**谷ヶ原浄水場（県企業庁）**と**飯泉取水管理事務所（企業団）**の2箇所の事業所が協力する体制です（全て既存の施設を有効活用します。）。

#### (3) 業務対象エリア

各事業者が個別に実施していた水源水質検査をセンターに一元化します。水源水質事故は、対応エリアを3つに分けて前述の**3箇所**が対応します。



### ☆ 共同実施によるメリット

#### (1) 水源水質検査の効率化

これまで各事業者が独自の検査計画に基づき定期的に実施してきた年間延べ約500のサンプルを、重複等をなくすことで約300に集約し**効率化**します。

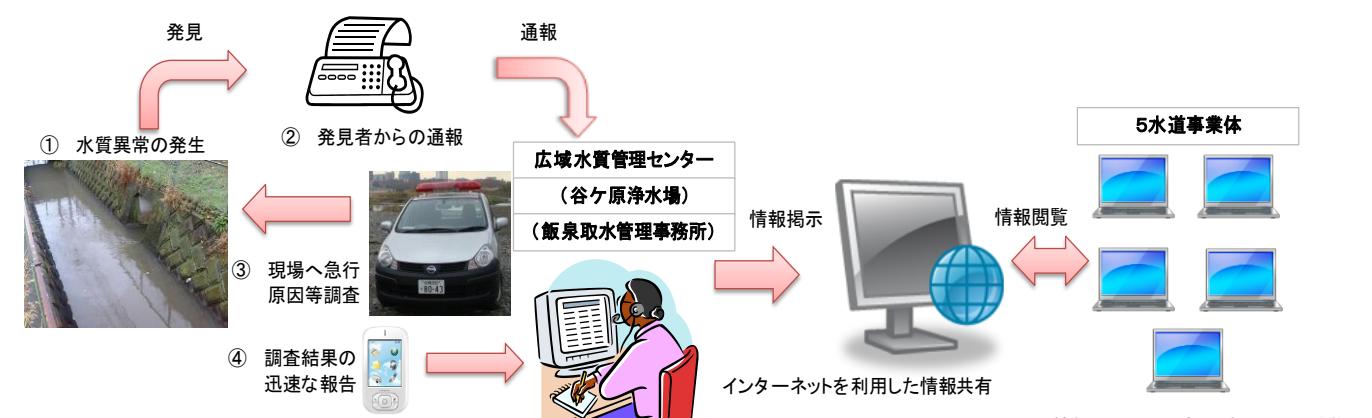


水源の採水作業

微量な有機物の分析

#### (2) 事故発生時の初期対応の更なる迅速化

水源水質事故発生の情報を、現地調査を実施する事業場が受信し、センター（社家）から事故情報を5事業者に一斉発信することで、より迅速な水質事故対応や情報共有が可能となり、**危機管理体制がさらに強化**されます。



#### (3) 水源水質課題調査や技能知識の共有化

センター設置により、各事業者の持つノウハウを集約し、新たな水源水質課題の解決に向けて、より密接に連携して調査に取り組む拠点ができます。

またセンターにおける幅広い業務経験の蓄積により、神奈川の水道の将来を担う人材を効果的に育成します。

これにより、新たな水道課題にも的確に対応できる、**信頼できる水道**を実現します。



5事業者職員間の情報交換



微生物を用いた水源水質の安全性調査